

建築士事務所登録事項変更届

建築士事務所の登録事項に変更が生じたので、
次のとおり届け出ます。

☐ 建築士法第23条の5第1項
(所属建築士以外の変更)

☐ 建築士法第23条の5第2項
(所属建築士の変更)

の規定により、

年 月 日

徳島県指定事務所登録機関
一般社団法人 徳島県建築士事務所協会 会長 殿

開設者氏名

(法人の場合は名称及び代表者の氏名)

- [注意事項]
- 1 「登録事項」の欄には、すべての項目について、現在登録している内容を記入してください。
- 2 「変更事項」の欄には、変更のあった項目のみ記入してください。

※手数料欄

別紙貼付欄に手数料の払込受領書(コピー)を貼付して下さい。

年 月 日 手数料納入済

手数料 3, 1 0 0 円(非課税)

登録事項			変更事項
建築士事務所	ふりがな 名 称		
	所在地		〒 - 電話() - FAX() -
開設者	個人	ふりがな 氏 名	
	法人	ふりがな 名 称	
		役 員 名 及び役名	別添1「役員名簿」のとおり
管理建築士	ふりがな 氏 名		
	免許の別及び登録番号	一級 ・ 二級 ・ 木造 建築士 (登録) 第 号	一級 ・ 二級 ・ 木造 建築士 (登録) 第 号
所 属 建 築 士			別添2「所属建築士変更事項」第一面及び第二面のとお
事務所登録番号			徳島県知事登録 第 号
事務所登録年月日			年 月 日

払込受領書貼付欄